

土 地 売 買 契 約 書 (案)

売主尾張旭市（以下「甲」という。）と買主【〇〇〇。共同買主の場合は全構成員】（以下、総称して「乙」という。）は、平子町北地内市有地について、次のとおり市有財産売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（仮契約及び効力発生）

第1条 本契約は、地方自治法第96条第1項第8号及び尾張旭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例その他関係規定に基づき議会の議決を要する場合、当該議決を得るまで仮契約とし、可決の議決があった日に本契約として効力を生ずる。

2 議会の議決が得られない場合、本仮契約は効力を生じず終了する。甲は、受領済み金員を無利息で返還するほか、乙の応募、調査、設計、資金調達、逸失利益その他の費用・損失を負担しない。ただし、甲の故意又は重大な過失及び法令上免責不能な責任を除く。

3 乙の責めに帰すべき事由により議案提出又は議決ができない場合、甲は契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償を請求できる。

（売買物件）

第2条 甲は、別紙1の土地及びその上に存する別紙2の既存建物等を含む現況一切（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

2 売買は公簿面積によるものとし、実測面積との差異があっても売買代金を増減しない。

3 乙は、現地、登記記録、地積測量図、境界、越境、地形、地盤、土壌、地下水、地下埋設物、既存建物等及びインフラを自ら確認し、その現況を了承して買受ける。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金●●円とする。

2 既存建物等の解体・撤去、北側名古屋市管理用道路、調査、造成、インフラ、環境・安全対策その他本事業に要する費用は売買代金から控除せず、相殺、精算、補填又は減額を行わない。

3 消費税その他税の取扱いは、契約締結時の法令及び対象資産の性質に従う。

（契約保証金）

第4条 乙は、甲の納入通知書で指定する日までに、売買代金の10%以上に相当する金

●●円を契約保証金として甲へ納付する。

- 2 契約保証金には利息を付さず、乙が売買代金その他甲へ支払うべき金員を完納したとき、甲は売買代金へ充当する。
- 3 乙の責めに帰すべき事由により本契約が成立せず又は解除された場合、契約保証金は甲に帰属する。契約保証金は違約金又は損害賠償の上限ではない。
- 4 乙の責めに帰すべき事由なく本契約が終了した場合、甲は契約保証金を無利息で返還する。

(売買代金の支払)

第5条 乙は、地区計画の都市計画決定告示その他甲が所有権移転に必要と判断する条件の充足後、甲の納入通知書で指定する日までに、売買代金から契約保証金を控除した残額及び本契約に基づく全債務を一括して支払う。

- 2 共同買主であっても納入通知書は代表法人宛てに1通発行でき、全買主は連帯して支払義務を負う。(※共同事業者の場合)
- 3 支払期限を経過したとき、乙は年14.6%又は法令上許容される上限のいずれか低い割合による遅延損害金を支払う。
- 4 振込手数料その他支払費用は乙が負担する。

(停止条件及び行政手続)

第6条 甲は、地区計画、名古屋市との協議、開発許可、道路認定その他の行政手続の成立、内容又は時期を保証しない。

- 2 令和 年 月 日 (※3年後程度の想定) までに本事業の実施に必要な地区計画の都市計画決定がされず、又は関係行政機関との協議その他必要な手続が完了せず、甲が本事業の実施が困難であると合理的に判断したときは、甲又は乙は、相手方に書面で通知して本契約を解除することができる。
- 3 前項の解除について乙の責めに帰すべき事由がない場合、甲は、受領済み金員を無利息で返還するほか、乙が本事業の準備のために支出した費用、逸失利益その他の損失を負担しない。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。乙の責めに帰すべき事由がある場合は、契約保証金、違約金及び損害賠償に関する規定を適用する。
- 4 都市計画決定、許認可又は協議のため乙が作成する資料、調査、説明及び対策の費用は全て乙が負担する。

(所有権の移転)

第7条 売買物件の所有権は、地区計画の都市計画決定後、乙が売買代金、遅延損害金、違約金、費用その他甲へ支払うべき金員を完納した時に乙へ移転する。

2 複数の買主が所有権を取得する場合の持分は別紙3のとおりとし、持分にかかわらず本契約上の義務は連帯して負う。(※共同事業者の場合)

(引渡し)

第8条 甲は、所有権移転と同時に、売買物件を現状有姿で乙に引き渡す。鍵、資料その他の交付物は引渡確認書に記載する。

2 乙は引渡し前に工事へ着手できない。ただし、甲が事前に書面で承諾した非破壊調査等について、乙が安全、保険、損害賠償及び原状回復義務を負う場合を除く。

3 引渡し後の管理、警備、安全、租税、維持、事故、第三者対応及び既存建物等の危険は乙が負担する。

(所有権移転登記等)

第9条 甲は、乙の完納及び必要書類提出後、所有権移転登記を嘱託する。

2 登録免許税、司法書士等費用、証明、測量、契約印紙、買戻特約登記その他一切の登記・契約費用は乙が負担する。

3 乙は、甲が指定する期限までに代表者事項証明書、住所証明、登録免許税相当額その他必要書類・金員を提出する。

(危険負担)

第10条 引渡し前に、当事者双方の責めに帰すことができない事由により売買物件が滅失又は重大に毀損した場合、甲は、修復、引渡し、代金減額又は解除のいずれかを合理的に選択できる。

2 甲が解除した場合、甲は受領済み金員を無利息で返還するほか、乙の費用又は損失を負担しない。ただし、甲の故意又は重大な過失及び法令上免責不能な責任を除く。

3 引渡し後の滅失・毀損その他の危険は乙が負担する。

(契約不適合責任等)

第11条 乙は、売買物件が現状有姿であり、甲が土壌、地盤、地下水、埋設物、アスベスト等有害物質、既存建物・工作物、樹木、排水、インフラ、越境、法令適合性、開発可能性その他の完全性を保証しないことを了承する。

2 乙は、前項の事項その他契約の内容に適合しない事由が判明しても、甲に対し、追完、代金減額、損害賠償、解除、費用負担、損失補償又は売買代金との相殺を請求しない。

3 前二項は、甲が知りながら故意に告げなかった事実、甲の重大な過失及び法令上免責

が認められない責任には適用しない。

(特約事項)

第12条 甲は、甲と名古屋市との間で定めている指定用途「公用又は公共用の用途に自ら供する」の変更、名古屋市管理用道路の公道化、移管、使用、幅員、接続又は時期を保証しない。名古屋市との協議のための調査・設計・用地取得・補償・登記・工事・安全対策・維持修繕その他全費用は、法令、本協定又は甲乙間の別途の書面による合意により甲が負担するものとされた費用を除き、乙が負担する。

2 本契約は、地区計画、開発許可、建築確認その他許認可の取得又は乙の希望する事業の実現を保証しない。

3 売買物件内の既存建物、基礎・杭、地下埋設物、配管、プール、工作物、樹木、残置物及び附属設備は現況のまま引き渡し、乙が調査、解体、撤去、処理又は活用する。

4 過去のアスベスト調査結果にかかわらず、乙は工事時点の法令に基づき再調査し、アスベスト、PCBその他有害物質を自己の責任と費用で処理する。

5 境界、越境及び隣接者との紛争は、甲の故意又は重大な過失及び法令上免責不能なものを除き、乙が自己の責任と費用で対応する。

(指定用途及び事業遂行)

第13条 乙は、公募要領、基本協定、企画提案書及び甲が承認した事業計画に従い、売買物件を産業系の指定用途に使用する。

2 乙は、引渡日から指定期限（以下「指定期限」とは、地区計画の都市計画決定後に乙が行う各事項において、甲が書面により乙に指定する期限をいう。）までに工事へ着手し、同日から指定期限以内に指定用途による供用を開始する。

3 乙は、供用開始日から20年間（用途指定期間）、指定用途に継続して供し、甲の事前の書面承諾なく休止、廃止、用途変更又は事業規模の重大な変更をしない。

4 乙は、甲が承認した工程を遵守し、遅延のおそれを知ったときは直ちに原因、影響及び回復計画を提出する。

(解体撤去及び有害物質等)

第14条 乙は、自己の責任と費用で、事業計画に従い、建物、附属建物、工作物、残置物その他不要物を解体・撤去する。

2 乙は、事前調査、届出、石綿・PCB・土壤汚染その他有害物質対策、廃棄物処理、マニフェスト、近隣対策、事故防止及び第三者損害を全て負担する。

3 乙は、指定期限までに完了報告書、写真、マニフェスト、測量・調査結果その他資料

を提出し、甲の確認を受ける。

- 4 甲の確認は乙の責任を免除せず、後日判明した不適切処理又は残置物を乙が是正する。
(許認可、道路及びインフラ)

第15条 本事業に必要な許認可、届出、協議、地区計画資料調整、道路、上下水道、雨水排水、調整池、電気、ガス、通信その他の整備・維持管理は、法令、本協定又は甲乙間の別途の書面による合意により甲が行うこととしたものを除き、乙が自己の責任と費用で行う。

- 2 法令上甲が主体とならなければならない手続でも、資料、調査、専門家、手数料、用地取得、補償、登記、工事及び維持管理の費用は乙が事前納付し、甲は立替えない。ただし、甲乙間の別途の書面により合意がある場合は、この限りでない。

- 3 公道化前の名古屋市管理用道路を使用する場合、乙は甲を通じて名古屋市の許可・契約等を得て、使用条件、安全管理、保険、修繕、事故賠償及び原状回復を負担する。
(交通及び生活環境)

第16条 乙は、工事、通勤及び物流の経路、車種、台数、時間帯、交差点混雑及び敷地内待機を管理し、周辺の住宅地への流入及び渋滞を防止する。

- 2 乙は、周辺住民等の生活環境への影響を調査し、朝夕等の混雑時間帯の大型車回避、歩車分離、交差点安全、誘導員、速度管理、路上待機禁止その他の安全対策を実施する。
- 3 乙は、騒音、振動、臭気、粉じん及び光害について昼夜別の予測、目標値、設備対策、監視及び基準超過時の停止・是正手順を実施し、早朝・夜間の操業・車両出入りを必要最小限とする。
- 4 乙は、防犯照明、監視カメラ、入退場管理、死角、不法侵入、不審火、警備及び緊急連絡体制を整備する。

- 5 乙は、工事前に苦情窓口を設置し、苦情・事故を直ちに甲へ報告し、自己の責任と費用で対応する。乙の事業により甲が費用を負担したときは、乙が全額を償還する。

(禁止用途及び反社会的勢力の排除)

第17条 乙は、売買物件を、風俗営業又は性風俗関連特殊営業、暴力団その他反社会的勢力の活動、政治的・宗教的用途、公序良俗に反する用途、地区計画又は法令に違反する用途その他甲が公益上不適当と合理的に認める用途に供しない。

- 2 乙は、第三者に前項の用途へ供させず、受注者、賃借人その他利用者を適切に管理する。
- 3 乙は、自ら並びにその役員、実質的支配者、構成員及び本事業に従事する主要な下請

負人が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当せず、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、保証する。

4 乙は、反社会的勢力を利用し、反社会的勢力に資金若しくは便宜を供与し、又は暴力的要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為、脅迫的言動その他これらに準ずる行為をしてはならない。

5 乙は、下請負人その他本事業の関係者が前2項に違反したことを知った場合、直ちに甲に報告し、当該関係者との契約解除その他必要な措置を講ずる。

（譲渡、担保設定等の制限）

第18条 乙は、用途指定期間中、甲の事前の書面承諾なく、売買物件の全部又は一部を譲渡、分譲し、担保権、賃借権その他の権利を設定し、又は事業を第三者へ承継させない。

2 甲は、承継人が応募資格、財務、キャッシュフロー、事業能力及びその他甲が求める事項を満たし、本契約・基本協定・事業計画上の全義務を承継し、必要な保証・担保を提供する場合に限り、条件を付して承諾できる。

3 乙は、合併、会社分割、事業譲渡、支配権・主要株式、代表法人又は構成員の変更前に甲の書面承諾を得る。

（報告及び実地調査）

第19条 乙は、引渡日から指定期限まで、毎事業年度終了後3か月以内に、地区計画の都市計画決定後に甲が乙に求める事項を甲へ報告する。

2 甲は、必要に応じて売買物件及び乙の事務所へ立入り、帳簿、契約、財務、環境データ等の提出・閲覧、役職員への聴取及び専門家確認を行うことができる。乙は正当な理由なく拒まない。

3 甲は、違反又は公益・安全上の懸念がある場合、改善、工事・操業停止、追加対策又は報告を指示でき、乙は自己の費用で従う。

（保険）

第20条 乙は、工事保険、施設賠償責任保険、第三者賠償責任保険その他甲が合理的に求める保険を用途指定期間中維持する。

2 保険加入は乙の責任又は賠償額を限定しない。

（買戻特約）

第21条 甲は、民法第579条以下に基づき、所有権移転日から10年間、売買物件の

買戻しをすることができる。乙は所有権移転登記と同時に買戻特約登記に協力し、費用を負担する。

- 2 買戻期間内に乙が第13条、第17条、第18条その他重大な義務に違反し、虚偽申告、信用不安、反社会的勢力又は事業放棄がある場合、甲は買戻権を行使できる。
- 3 買戻しに際し甲が提供する金額は、民法その他法令及び登記された特約に従うものとし、甲は乙に対する違約金、損害賠償、費用その他債権を対当額で相殺できる。
- 4 買戻しに伴う売買代金、契約費用、果実、改良費その他の精算は民法その他の法令に従う。乙は、法令上甲が負担すべきものを除き、建築、造成、設備、融資、移転若しくは営業に要した費用、付加価値、逸失利益又は損失の補償を甲に請求せず、自己の費用で第三者の権利を抹消し、売買物件を明け渡し、必要な原状回復を行う。

(用途指定期間後半の履行確保及び再取得)

第22条 買戻期間満了後も用途指定期間満了まで、第13条、第17条から第20条、第23条から第28条その他性質上存続すべき義務は継続する。

- 2 買戻期間満了後、用途指定期間の満了前に、乙の責めに帰すべき重大な違反により甲が本契約を解除した場合、乙は、甲の請求により、売買物件について甲との間で再売買契約を締結し、又は甲が事前に書面で承認した第三者に本事業及び売買物件を承継させる。
- 3 前項の再売買の価格は、再売買時の不動産鑑定評価額を基礎として、乙の違反による減価、原状回復費用、第三者の権利の抹消費用及び甲の乙に対する債権を控除し、甲乙が協議して定める。協議が整わない場合は、甲乙が合意する不動産鑑定士の鑑定評価額を基礎として定める。
- 4 乙は、用途指定期間中の第三者承継に際し、本条を含む本契約及び基本協定上の義務を承継人に承継させる。甲は、再取得の実効性を確保するため合理的に必要な範囲で、予約完結権その他の保全措置を求めることができる。

(契約の解除)

第23条 甲は、乙が本契約、基本協定、公募要領、事業計画又は甲の適法な指示に違反し、相当期間を定めた催告後も是正しないとき、本契約を解除できる。

- 2 甲は、代金不払、重大な虚偽、応募資格喪失、資金調達不能、支払停止、差押え、倒産手続、無断譲渡・変更、反社会的勢力、重大な環境・安全違反、長期休止、事業放棄その他信頼関係を維持できない事由があるとき、催告なく解除できる。
- 3 所有権移転前に、基本協定が乙の責めに帰すべき事由により解除され、又は本事業に

必要な都市計画決定、許認可若しくは名古屋市その他の関係行政機関との協議が整わず、甲が本事業の実施が困難であると合理的に判断したときは、甲は、本契約を解除することができる。乙の責めに帰すべき事由がない場合の精算は、第6条第3項による。

- 4 前各項は、甲の買戻し、再移転、違約金、損害賠償、費用償還その他の権利を妨げない。

(解除後の返還及び現状回復)

第24条 本契約が解除された場合、乙は、甲が指定する期限までに、自己の責任と費用で、所有権移転登記、抵当権・賃借権その他権利の抹消、売買物件の明渡し及び現状回復を行う。

- 2 甲は、乙の債務履行及び売買物件返還を確認した後、乙の帰責事由がない場合に限り、受領済み売買代金を無利息で返還する。甲は乙への債権を相殺できる。
- 3 乙の帰責事由による解除では、契約保証金、違約金、損害賠償及び費用を控除・相殺した残額がある場合に限り返還する。
- 4 乙が甲の指定する期限までに現状回復を行わない場合、甲は、売買物件を現状で受領し、又は自ら若しくは第三者に委託して必要な措置を行い、その合理的な費用を乙に請求することができる。

(違約金)

第25条 乙の責めに帰すべき事由により、本契約が効力を生じず、若しくは解除された場合、又は乙が第13条、第17条若しくは第18条に定める義務その他本事業の根幹に関わる義務に重大な違反をした場合、乙は、甲に対し、売買代金の100分の30に相当する額を違約金として支払う。

- 2 乙が第19条に定める報告、資料提出若しくは実地調査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避し、甲の催告後も是正しない場合、又は前項に該当しない本契約上の重要な義務に違反し、甲の催告後も是正しない場合、乙は、甲に対し、売買代金の100分の10に相当する額を違約金として支払う。
- 3 乙の責めに帰すべき事由により工事着手又は供用開始の指定期限に遅延した場合、乙は、遅延1日につき売買代金の0.01%に相当する額を違約金として支払う。ただし、甲が事前に書面で承認した期間は、遅延日数に算入しない。
- 4 第1項及び第2項の違約金は、損害賠償額の予定として定める。ただし、乙の契約違反により甲に当該違約金の額を超える損害が生じた場合、甲は、乙に対し、その超過額を請求することができる。第3項の違約金についても同様とする。

5 同一の事実が、本条に定める違約金の発生事由と基本協定に定める違約金の発生事由の双方に該当する場合、甲は、いずれか一方の違約金を選択して請求する。甲が選択した違約金が全額支払われたときは、選択しなかった違約金請求権は消滅する。ただし、原状回復請求権、費用償還請求権及び前項ただし書に基づく超過損害の請求を妨げない。
(損害賠償及び第三者対応)

第26条 乙が本契約に違反したことにより甲に損害が生じた場合、乙は、甲に対し、当該違反と相当因果関係のある損害を賠償する。損害には、再公募、調査、測量、設計、原状回復、第三者対応その他本事業の中止又は変更に伴い甲が合理的に支出した費用及び合理的な弁護士その他専門家の費用を含む。

2 乙は、本事業に起因して第三者に損害を与えた場合、自己の責任及び費用でこれを賠償し、甲が第三者に対して支払又は対応をしたときは、乙の責めに帰すべき範囲で、その支払額及び合理的な対応費用を甲に償還する。乙は、甲の事前の書面による承諾なく、甲に義務又は費用負担を生じさせる和解その他の合意をしてはならない。

3 甲の損害賠償責任は、甲の故意又は重大な過失及び法令上制限できない場合を除き、通常かつ直接の損害に限り、乙の投下費用、逸失利益及び間接損害を含まない。
(相殺)

第27条 甲は、本契約又は関連契約に基づき乙へ支払うべき金員と、乙が甲へ負担する売買代金、違約金、損害賠償、費用その他一切の債務を、期限の到来を要せず対当額で相殺できる。

2 乙は、甲の書面承諾なく、甲への債務を乙の主張する債権と相殺できない。
(共同事業者の連帯責任) (※共同事業者の場合)

第28条 共同買主の代表法人及び全構成員は、本契約に基づく支払、事業、用途、報告、原状回復、違約金、損害賠償及び費用償還その他一切の債務を連帯債務者として履行する。

2 代表法人への通知は全構成員へ到達したものとみなし、構成員の脱退・変更・組織再編・倒産によっても責任を免れない。

(公租公課及び費用)

第29条 引渡日以後の固定資産税その他売買物件に係る公租公課、維持管理、安全、警備及び保険は乙が負担する。

2 本契約の締結、履行、登記、調査、許認可、道路、解体、造成、建築、環境・交通・住民対策、運営、原状回復その他本事業の一切の費用は、法令、本協定又は甲乙間の別

途の書面による合意により甲が負担するものとされた費用を除き、乙が負担する。

3 甲が乙の負担すべき費用を支出した場合、乙は甲の請求後14日以内に償還する。

(不可抗力)

第30条 天災地変、感染症の大規模な流行、戦争、暴動、法令の制定改廃その他当事者の合理的な支配を超える事由（以下「不可抗力」という。）により本契約上の義務の履行が困難となった場合、影響を受けた当事者は、直ちに相手方に通知し、影響及び損害の軽減に努める。

2 甲及び乙は、不可抗力が生じた場合、履行期限、事業計画、費用負担並びに本契約の継続又は終了について、不可抗力の内容、保険による填補及び当事者の負担能力を踏まえて誠実に協議する。甲は、公益又は安全上必要がある場合、合理的な範囲で計画の変更又は工事若しくは操業の停止を求めることができる。

3 不可抗力により本事業の実施が長期間不可能となった場合、甲又は乙は、相手方に書面で通知して本契約を解除することができる。この場合、受領済み金員及び売買物件の返還その他の精算方法は、不可抗力が生じた時期及び所有権移転の有無を踏まえ、甲乙が協議して定める。甲又は乙の故意若しくは重大な過失又は法令上免責できない責任は、本条により免除されない。

(情報公開及び秘密保持)

第31条 甲及び乙は、本事業に関連して相手方から開示された技術上、営業上その他の情報で、秘密である旨が明示された情報又はその性質上秘密として取り扱うことが相当な情報を、本事業の目的以外に使用し、又は相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示してはならない。

2 前項は、開示時に公知であった情報、開示後に受領者の責めによらず公知となった情報、開示前から適法に保有していた情報、正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報及び開示情報によらず独自に取得又は作成した情報には適用しない。

3 甲又は乙は、本事業の遂行に必要な範囲で、自己の役職員、構成員、弁護士、公認会計士、金融機関その他守秘義務を負う関係者に秘密情報を開示することができる。この場合、開示した当事者は、当該関係者に本条と同等の義務を負わせる。

4 甲は、市議会、監査委員、審査会、愛知県、名古屋市その他の関係行政機関、裁判所、捜査機関及び甲の外部専門家に、必要な範囲で秘密情報を開示することができる。乙が甲に提出する文書に非公開とすることを求める情報が含まれる場合、乙は、その範囲及び理由を提出時に明示する。ただし、甲は、乙の申出に拘束されない。

5 甲が法令又は条例に基づき乙に関する情報を開示しようとする場合、甲は、関係法令又は条例に定める手続に従い、必要があると認めるときは乙に意見を述べる機会を与える。法令により通知が禁止されている場合、緊急の必要がある場合その他通知が困難な場合は、通知を要しない。

6 甲及び乙は、本事業に関連して個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令を遵守し、漏えい、滅失又は毀損を防止するため必要かつ適切な措置を講ずる。乙は、個人情報又は秘密情報の漏えい等を知った場合、直ちに甲へ報告し、自己の責任及び費用により原因調査、拡大防止、本人対応その他必要な措置を講ずる。

(通知及び届出)

第32条 本契約に基づく通知、承諾、承認、請求及び報告は、書面又は甲が認める電磁的方法による。

2 乙は、商号、住所、代表者、支配関係、財務・信用状態その他重要事項の変更を直ちに届け出る。

3 変更届がない場合、従前の届出先への通常の到達時に到達したものとみなす。

(契約の変更、権利不放棄及び分離可能性)

第33条 本契約の変更は、法令又は本契約に別段の定めがある場合を除き、甲乙が記名押印した書面による。

2 甲が権利を直ちに行使しないことは放棄を意味せず、一部行使は他の権利行使を妨げない。

3 一部条項が無効又は執行不能でも他の条項は存続し、当事者は趣旨に最も近い有効な条項へ置き換える。

(準拠法及び合意管轄)

第34条 本契約は、尾張旭市の条例及び規則を含む日本法に準拠し、日本法に従って解釈する。

2 本契約に関する訴えは、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第35条 本契約に定めのない事項又は解釈上の疑義は、公募の公平性、基本協定及び甲の公益上の責務を踏まえて甲乙が誠実に協議する。

(関係書類の優先順位及び存続)

第36条 本契約、基本協定、公募要領、公募要領に関する質問回答書、乙の応募書類及び企画提案書並びに甲の承認を受けた事業計画の内容に矛盾又は抵触がある場合は、甲

乙が別途書面で合意した場合を除き、本契約、基本協定、公募要領、公募要領に関する質問回答書、乙の応募書類及び企画提案書、事業計画の順に優先して適用する。

- 2 本契約の終了後も、第4条第3項、第11条、第21条、第22条、第24条から第29条まで、第31条、第34条及び本条その他その性質上存続すべき規定は、引き続き効力を有する。
- 3 第31条の秘密保持義務は、本契約終了後5年間存続する。ただし、個人情報及び営業秘密については、その秘密性又は保護の必要性が存続する限り、引き続き効力を有する。

以上の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 尾張旭市東大道町原田2600番地1
尾張旭市
代表者 尾張旭市長 【氏名】

乙

(記名押印)

別紙 1

土地の表示

所在	地番	地目	公簿地積	備考
尾張旭市平子町北	59 番 15	山林	74,369 m ²	現況：学校跡地等
尾張旭市平子町北	59 番 16	山林	77,353 m ²	現況：学校跡地等
合計	－	－	151,722 m ²	

※下記記載の既存建物のほか、基礎・杭、地下埋設物、配管、プール、工作物、樹木、残置物及びその他附属設備等の一切を含む

別紙 2

既存建物等一覧

所在地	施設名	延床面積 (㎡)	構造・階数
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	管理棟	521.03	RC-2
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	食堂棟	385.34	RC-1
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	男子寮	1,246.07	RC-3
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	女子寮	1,246.07	RC-3
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	指導棟	100.00	RC-1
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	休憩室	25.92	木-1
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	ポンプ室大 1	107.60	CB-1
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	機械室 2	98.65	RC-1
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	倉庫 1	22.00	S-1
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	ポンプ室小 2	3.24	CB-1
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	学習棟（ピロティ）	287.27	RC-2
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	倉庫 2	3.24	木-1
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	倉庫 3	6.48	CB-1
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	クラブハウス 3	40.50	S-1
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	ボイラー室	15.08	CB-1
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	更衣室	24.39	CB-1
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	プール機械室	5.45	CB-1
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	校舎棟（北）	1,080.00	RC-2
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	校舎棟（南）	760.44	RC-2
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	体育館	577.30	SRC-1
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	クラブハウス 1	30.31	CB-1
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	クラブハウス 2	30.31	RC-1
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	体育器具庫 1	32.40	S-1
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	体育器具庫 2	32.40	S-1

愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	便所	10.56	RC-1
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	プロパン保管庫	6.60	CB-1
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	倉庫 4	19.44	S-1
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	倉庫 5	15.36	CB-1
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	備品倉庫	32.40	S-1
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	ポンプ室 3	27.38	CB-1
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 15	旧名古屋市立給食センター	734.51	S-2
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 16	管理棟・教室棟	3,634.03	RC-4
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 16	ポンプ室	35.00	RC-1
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 16	図書館	1,005.29	RC-3
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 16	学生寮「あかね」	1,159.41	RC-3
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 16	機械室 1	37.80	CB-1
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 16	福利厚生棟「さみどり会館」	507.41	RC-2
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 16	幼児教育研究所	175.83	RC-1
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 16	実習園「ふたば園」	485.64	RC-1
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 16	音楽棟(器楽実習棟)	689.64	RC-2
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 16	体育館	1,132.60	S-1
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 16	理科実験棟	342.60	RC-1
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 16	クラブハウス 4	211.60	RC-2
愛知県尾張旭市平子町北 59 番 16	車庫 (スクールバス用)	63.00	RC-1

※各建物の延床面積等は、市保有資料の記載を整理したものであり、現況・面積・構造の一致を保証するものではない。

※乙は自ら調査し、本表以外の既存建物のほか、基礎・杭、地下埋設物、配管、プール、工作物、樹木、残置物及びその他附属設備の一切を引き受ける。

※解体等の対象は、建物、附属建物、工作物、基礎、残置物その他不要物とする。